

平成26年度 科学技術重要施策アクションプランの 進め方について

平成25年7月16日

科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

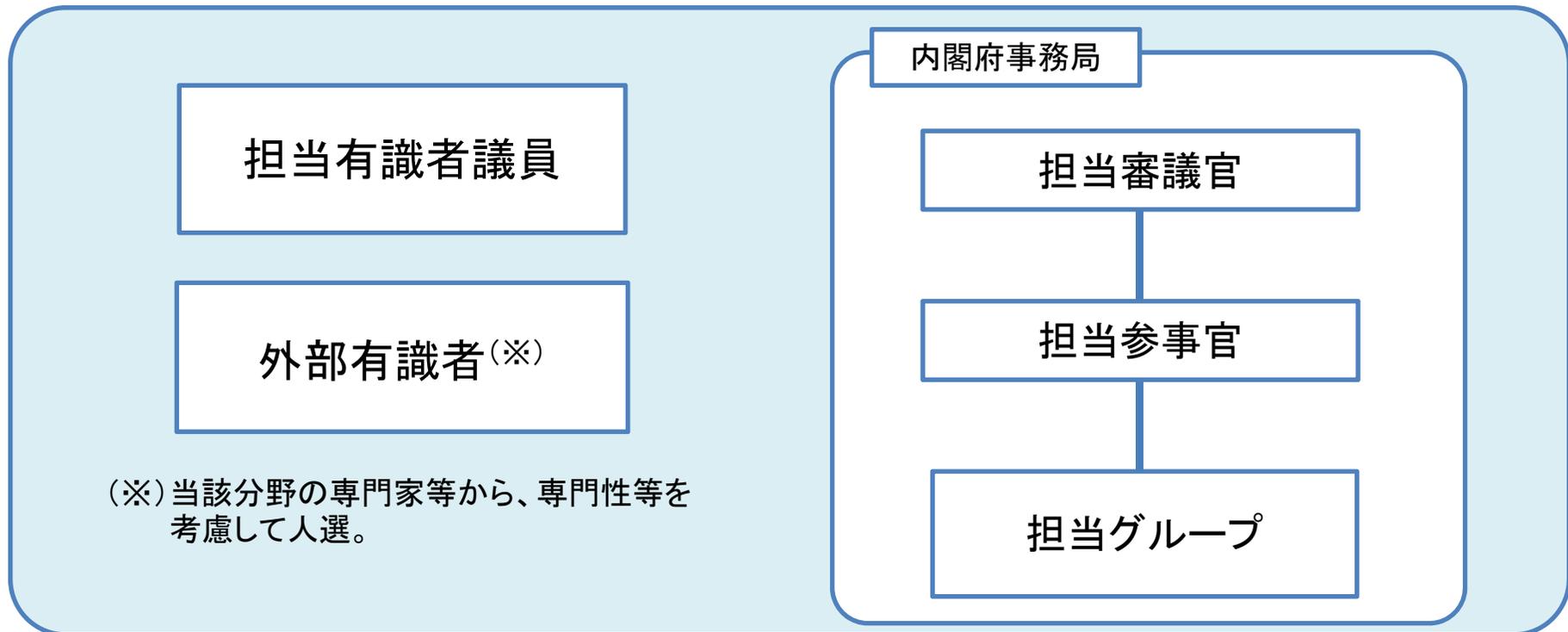
平成26年度アクションプランのテーマ及び検討体制について

1. アクションプランのテーマについて

総合戦略Ⅱ章における「重点的取組」を、平成26年度アクションプランのテーマとする。

2. 検討体制について

平成26年度アクションプランの策定及び対象施策の特定は、有識者議員を中心とした以下の体制で検討を行う。



● 科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員により、平成26年度アクションプラン、及び、対象施策特定のとりまとめ

平成26年度アクションプラン対象施策特定の体制

分野	有識者議員			外部有識者	担当審議官	担当参事官等	担当グループ
	常勤議員 (主担当)	常勤議員	非常勤議員 ※1				
エネルギー	久間議員	原山議員	橋本議員	必要に応じ、専門性を考慮した外部有識者を対象施策候補の各省ヒアリングに参加。 産業界、大学関係、公的機関から10名程度 ※分野に応じて人数は増減	山岸審議官	西尾ディレクター	グリーンイノベーションG
健康長寿 ※2	原山議員	久間議員	平野議員		中野審議官 山岸審議官	北窓参事官	ライフイノベーションG
次世代インフラ	久間議員	原山議員	大西議員		山岸審議官	北村参事官 田中参事官	国家基盤G 共通基盤G
地域資源	農業	原山議員	久間議員		山岸審議官	守屋 政策企画調査官 (中川企画官)	共通基盤G
	生産	久間議員	原山議員				
復興再生	原山議員	久間議員	—		山岸審議官	北村参事官	国家基盤G

※1 非常勤議員については、担当以外の分野の施策特定への参加は可能とする。

※2 医療分野の研究開発に係る施策については、「日本版NIH」の骨子に基づく措置を尊重する。

平成26年度アクションプラン対象施策特定の要件・基準

アクションプラン対象施策の提案に係る要件

課題解決型の取組を強化するため、科学技術イノベーション総合戦略(以下、「総合戦略」という。)第2章に掲げる重点的取組を基に、重点的課題の解決に真に必要な施策であり、かつ成果検証が可能となる数値等の明確な目標とその達成時期が設定されていること。また、課題達成に向けプログラム化されたものが好ましい。(必要なものについては府省連携で提案すること。)

なお、各府省からの施策の提案に先立ち、重点的課題の解決に向けて、複数の施策の組合せにより成果が期待できるよう、総合科学技術会議が、積極的に府省連携や関連施策のプログラム化(大括り化)を促す。

アクションプラン対象施策の特定に係る基準

(1) 目標等について

- ① 目標が総合戦略に定める重点的課題の達成に大きく貢献すると判断されるものであること。
- ② アクションプランで具体化された工程表を基に、目標達成に必要な具体的な実施計画が明記されていること。
- ③ 目標達成に必要な取組(社会実装に向けた取組、制度の改善など)が明確であること。

アクションプランの策定過程において、専門家の意見を踏まえて有識者議員から表明された社会的課題達成の観点を各省に提示し、施策特定の評価ヒアリングにおいてこの観点を考慮したものとなっていることを確認する。

(2) 実施方法・体制について

- ① 総合戦略第3章に掲げる重点的取組を踏まえ、科学技術イノベーションに適した環境の創出に貢献する取組であること。
- ② 研究開発のみならず社会実装に向けた取組を含めた適切なマネジメントが期待できるものであること。
- ③ 府省連携等においては、施策の責任組織を決め、各実行組織のミッションが明確であり、実効性が高い仕組みを提示していること。

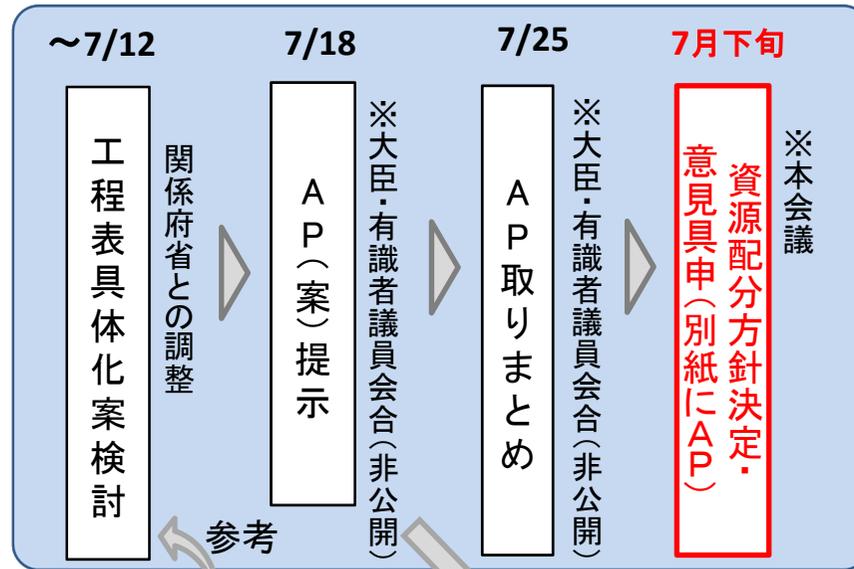
実効性が高い仕組みとしては、例えば、責任組織はその予算内で、プログラム全体に係る市場・技術動向調査、標準化・知財戦略の立案等を総括し、研究開発全般にわたりアウトカム目標の達成に向けた取組みを担当する事業化プロデューサー(仮称)を委託し、各府省の各受託機関の研究開発の進捗管理と社会実装に向けた進捗管理・調整を行わしめる等、これまでの政府組織間の連携のみならず、進化させた仕組みを提示すること。

(3) 成果活用主体候補について

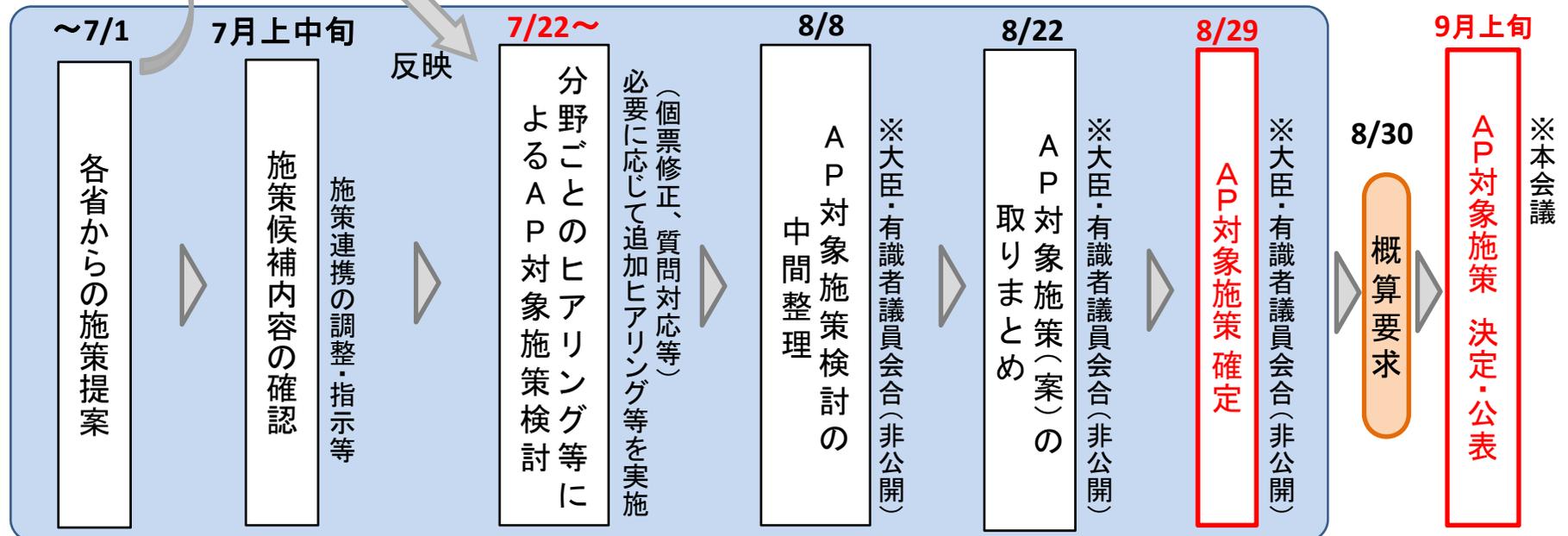
- 研究開発成果の活用主体の候補(民間法人、自治体、担当府省等)と意志疎通が図られているかまたは明確に想定されていること。

平成26年度アクションプラン(AP)策定及び対象施策特定の流れ

AP策定(工程表具体化含む)



AP対象施策の特定



平成26年度アクションプランについて(進化点)

1. 具体的な工程表を示し、課題達成に向けた取組を促進

具体的な工程表により、関係府省から課題達成に向けた施策の提出を促す。また、施策特定後はPDCAプロセスのため成果の検証が可能となる数値などを含む達成目標とその達成時期、目標の達成に向けて取り組むべき具体的取組や中間目標を工程表に更に明示。

2. 施策の積極的なプログラム化(いわゆる大括り化)の促進

各省からの施策の提案に先立ち、専門家の意見を踏まえた社会的課題達成の観点を示すことで、連携により効率・効果的に成果が期待できるよう、積極的にプログラム化を促す。

3. マネジメント体制の明確化

アクションプラン対象施策に対して、プログラム全体の研究開発の進捗管理のみならず、社会実装に向けた進捗管理・調整も含めた明確なマネジメント体制を求める。



効率・効果的な取組推進、着実なPDCAプロセス実施による
科学技術イノベーションの実現